

令和6年度一宮市ごみ散乱防止実施計画

1 計画策定の意義

私たちは、自然界から資源を採取し、生産、流通、消費の各段階の経済活動を経て、不要になった様々な物質をごみとして排出することで、その恩恵を受けてきました。大量生産、大量消費、大量廃棄という経済活動の拡大によって、ごみは多様化するとともにその量も膨大なものとなりました。また、山林や河川への不法投棄も見受けられ、社会問題となっています。

本市においても、公共の場である道路や河川、公園などでは、空き缶やペットボトル、空き袋等の容器、たばこの吸い殻等のさまざまなごみが捨てられており、いまだに散乱が目立つ場所も見受けられます。

本計画は、一宮市空き缶等ごみ散乱防止条例第8条に基づき、積極的にごみの散乱防止の取組を推進する目的で、具体的な実施施策を示すもので、本計画を推進することにより美しいまちづくりを実現し、市民の快適な生活の確保を図ります。

2 基本方針

本計画を実施するに当たっての基本方針を以下に示す。

- (1) ごみのポイ捨てを防止するための施策の推進
- (2) 美しいまちづくりに向けた施策の推進

3 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 対象品目

本計画は、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のいわゆるポイ捨てごみを対象とする。

5 実施施策

(1) 市の役割

ア ごみ散乱防止月間（10月）に行う活動

ごみ散乱防止月間（10月）に以下の活動を行う。

(ア) 市役所本庁舎、尾張一宮駅前ビル（iビル）等の電子ディスプレイによる啓発

(イ) SNS（Facebook、Instagram等）やスマートフォン向けごみ分別アプリ

- リ「さんあ〜る」等による啓発
 - (ウ) 横断歩道橋への啓発横断幕の設置
 - (エ) 事業者の商品配送車両と商品配送先の自動販売機に貼付する啓発マグネットシートの配付
 - (オ) 市内ガソリンスタンドへのポイ捨て防止啓発ごみ袋（100）の配布
- イ 年間を通じて行う活動
- 年間を通じて以下の活動を行う。
- (ア) ごみのポイ捨て防止を目的とする市民への周知
 - (イ) ごみ収集車側面へのポイ捨て防止の啓発イラストの掲載による周知
 - (ウ) リバーサイドフェスティバル等各種イベントにおける啓発
 - (エ) 一宮駅周辺における啓発
 - (オ) ポイ捨て防止啓発ごみ袋（450）の配布並びにごみ散乱防止啓発グッズの配布及び貸出しによる市民等による道路、公園等の清掃活動の促進

(2) 市民等の役割

市民、滞在者は屋外で生じたごみは持ち帰る、あるいは回収容器に収納するなど、ごみのポイ捨てを行わないようにする。ポイ捨てされにくい環境をつくり、維持するため、自宅、勤務先等の周辺の道路、公園等の自主的な清掃の実施に努める。また、各小中学校における社会奉仕活動体験の中で、道路、公園等の清掃活動を実施するよう努める。

(3) 事業者の役割

事業活動に伴って生じたごみの散乱を防止するため、消費者に対する啓発、再利用又は資源化の可能な容器への転換及びその容器の回収システムの確立その他必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 分別の義務

ごみと資源の分別方法を周知し、回収したごみは可能な限り分別して、再利用、リサイクルをする。

(5) ごみ散乱防止重点地域

市内全域をごみ散乱防止重点地域に指定する。なお、宮西、貴船、神山、大志、向山、富士、三条、木曾川の各連区に横断幕を掲示し、ごみ散乱防止を呼びかける。

(6) 関係機関等の連携

市は、道路、公園等へのごみの投棄を防ぐため、関係機関や市民と連携し早期発見・処理を実施する。また、幹線道路等ごみの投棄が多い場所においては、関係機関と情報共有し、連携してその対応にあたる。